

## 答申第156号

(諮問第177号)

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年6月12日付けで行った保有個人情報不開示決定処分については、妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経緯

##### 1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、令和7年6月4日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

都市・まちづくり推進課街路・区画整理班の〇〇〇〇様、用地対策課収用管理班の〇〇〇〇様、〇〇土木事務所の〇〇〇〇様、起業者「大分県」代表の佐藤樹一郎様（および CC:県政情報課〇〇〇〇様、〇〇〇〇総務部長、〇〇〇〇様）宛てに、私が2025年6月4日に送付した、「大収委第32号」現地調査の実施についてや収用手続きに至った理由を求む質問、および、大分県職員による組織的不正（偽造の行政文書・虚偽内容の行政文書）に関する客観的証拠および証明となるメール文書・添付データ等すべて

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、以下の理由により保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、令和7年6月12日付けで開示請求者（審査請求人）に通知した。

本件開示請求の請求内容は、県行政を著しく停滞させるものであり開示請求権の濫用である。その理由は以下のとおりである。

- (1) 請求者は県の組織や職員が不正行為を行っているなどと事実に基づかない一方的な主張をメールや電話等で繰り返し行っている。
- (2) 請求者は自身が送付及び受領している文書・メール・データ等を県の各所属や職員のメールアドレスあてに大量に送付しており、その処理に多大な時間を要している。
- (3) 請求者は公文書公開請求、保有個人情報開示請求を各所属に繰り返し行っている。また、請求するだけで閲覧しないなどの行為が繰り返されている。
- (4) 請求者が所有している文書・メール・データ等を保有個人情報開示制度で開示

することは、制度の趣旨にそぐわない。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件不開示決定処分について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、令和 7 年 9 月 14 日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第 3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件不開示決定処分の取り消しを求めるとともに、起業者「大分県」職員及び組織的に行った「虚偽内容の税額計算文書による売買誘引行為」や「行政文書偽造行為」等の不正について隠蔽(証拠隠滅)をさせないようにするため。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

開示しない理由が開示請求権の濫用とあるが、以下の通り理由にならない。

- (1) 「事実に基づかない一方的な主張」とあるが、請求者は起業者「大分県」が実際に提供した文書や発言の音声について、具体的に矛盾点を指摘し、また第三者を入れて文書の確認・照合を提案している（事実を基に、双方向である）。逆に大分県は請求者の指摘を「事実に基づかない一方的な主張」と主張しながら、その「大分県」の主張根拠が存在しない(都第 921 号にて「不存在」として不開示)。
- (2) (3) 「大量に文書を送付、開示請求を繰り返し」とあるが、大分県が自身の提供した文書や発言の根拠を示さず、大分県が自身の説明責任を回避しようとしているだけで、起業者「大分県」が根拠を示せば良いだけである（そうすれば問い合わせする必要もない）。
- (4) 制度の利用方法を制限し、「大分県」が自身の不正隠蔽のために不開示することこそが、権利の濫用である。

## 第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件開示請求対象保有個人情報に係る事務事業の概要

都市計画決定、事業認可等の手続きを経て都市計画道路を整備する際には、当該事業区間に係る土地の買収や建物等の補償について、地権者等と協議・交渉(以下「用地交渉」という。)を行っている。

本件都市計画道路〇〇〇〇〇〇線では、平成 29 年 12 月から令和 7 年 3 月まで長期間にわたり、土地の所有者及び代理人である審査請求人との用地交渉を行ってきたが、協議が進展せず、本件土地取得の見通しが全く立たない状況が続いた。その

ため、起業者としては、現道を拡幅・歩道を設置することで道路利用者の安全を確保するという事業効果を早期発現するためには、本件土地の収用が必要と判断し、令和7年4月24日付けで大分県収用委員会に対し、土地収用法第39条第1項に基づく裁決申請を行っている。

## 2 本件事務事業に占める請求対象個人情報の役割、性格等について

本件開示請求対象保有個人情報は、大分県が実施した裁決申請の手続きに関する文書、並びに審査請求人が一方的に主張する大分県の不正事案等に関して審査請求人が大分県の各所属の職員あてに送付したメール文書及び添付データである。

## 3 本件開示請求対象保有個人情報の不開示決定理由について

実施機関は、本件開示請求に対して、第2の2のとおり、開示請求権の濫用であるとして不開示決定を行った。その理由は、次のとおりである。

### (1) 開示請求制度の趣旨について

法第76条第1項に基づく保有個人情報開示請求制度は、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性及び取扱いの適正性を自らが確認し、かつ確保する手段として整備することにより、個人の権利利益の保護を図る趣旨である。

### (2) 審査請求人からの一方的な主張について

審査請求人は、用地交渉において、県の組織や職員が「虚偽内容による売買誘引行為や行政文書の偽造行為等を行った」と主張しはじめ、起業者は確認を行った結果、そのような事実はない旨を説明してきたが、審査請求人が納得をせず、当該主張やこれに関する質疑・要求をメールや電話で繰り返すことから、実施機関は、その処理に多大な時間を要し、業務に支障をきたしている。また、本件事務事業と関係の無い所属や職員あてにも大量のメールを送付するなどの行為も確認されている。

### (3) 開示請求等の状況

審査請求人は実施機関に対し、本件開示請求を含め、本件不開示決定の日時点で3件の請求を行っており、そのうち下記の2件については、開示文書の交付を受けていない状況である。

ア 審査請求人は、令和7年3月27日付けで、実施機関に対し「大分県が起業者、私が地権者の代理人として署名・捺印した土地調書及び物件調書、および、それにかかわる文書すべて」を請求内容とする保有個人情報開示請求を行った。実施機関は令和7年4月9日付けで部分開示決定(35枚)を行ったが、審査請求人は、本件不開示決定の日時点で、開示文書の交付を受けていなかった。

イ 審査請求人は、令和7年5月14日付けで、実施機関に対し「都市計画道路

事業・〇〇〇〇〇〇線において、私が責任役員である宗教法人の土地建物の収用手続きについて、現在までに大分県が使用・作成した文書・データ等、関わった大分県内部署・担当者および外部機関がわかる文書・データ等、実際の意思決定や手続きがわかる文書およびデータ等すべて」を請求内容とする保有個人情報開示請求を行った。実施機関は令和7年5月28日付けで部分開示決定(429枚)を行ったが、審査請求人は、本件不開示決定の日時点で、開示文書の交付を受けていなかった。

ウ また、上記以外にも県の各所属に対し、繰り返し保有個人情報開示請求及び公文書公開請求を行っており、その中には開示を受けていないものが多数あることが確認されている。

#### (4) 本件開示請求の内容について

本件開示請求に対して特定した文書は、審査請求人自身が県の各所属の職員あてに送付した、審査請求人が一方的に主張する県の不正事案についての質問等が記載されたメール文書及び審査請求人と〇〇土木事務所職員との会話の音声データ等の添付ファイルであり、審査請求人が所有していることはもとより、県が保有するものと同様であることは明らかであることから、開示請求を行う必要性は通常考え難く、また、制度の趣旨である行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性やその取扱いの適正性を確認する目的があるとは言い難い。

#### (5) まとめ

以上のことから、本件開示請求は、法第76条第1項の趣旨にそぐわないものであり、またその態様や経緯等を勘案すると、社会通念上相当な範囲を逸脱し、県行政の運営を著しく停滞させるものである。したがって、本件開示請求は、法第76条第1項に基づく開示請求権の濫用に当たると認められるため、原処分は適当であると考えられる。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、次のとおりである。

2024年8月の保有個人情報不開示決定通知書で「不存在」になっているとおり、〇〇土木事務所の職員が作成した税額表の起案書や文書データは存在せず、そして、2024年9月13日の〇〇〇〇様の証言通り、〇〇〇〇様が実際に作成した原本はすでに処分し存在しません(2024年7月に県政情報課〇〇〇〇様も確認済み)。

2024年2月の時点で、こちらが請求した〇〇〇〇様が作成しこちらに提示・提出した文書は存在せず、また復元することもできません。〇〇〇〇様が作成した本物の税額表を大分県が開示することは起り得ません(大分県職員が処分し、組

織から存在を消した文書のため)。大分県職員は「不存在文書」を偽造しこちらへ開示しています。

そして添付文書①と添付文書②を重ねて、透かして一致するかどうか確認してください。線の太さ、長さ、フォント、幅、枠の幅・長さ、表の大きさ、すべて合致しません。紙の拡大・縮小を調整させても、一致することはありません。添付文書①(〇〇〇〇様から受け取った文書の一部)は用地職員の筆跡があり本物です。そして添付文書②(〇〇土木事務所が開示請求で出したもの※〇〇2555号)は偽物です。

また、この税額表の課税計算は「譲渡益」でなく、「売買価格(大分県の補償額)」が課税対象額となっており(それゆえ異様に課税額が高くなる)、課税対象にならない譲渡所得から課税するとしており、詐欺の売買誘引文書です。仮の計算であっても、この税額表の根拠にはなり得ず、大分県職員が作成した虚偽内容の文書であることも指摘しています。

すでに〇〇〇〇様にメールで送付している添付証拠書類もあわせて確認お願いいたします。

## 第6 審査会の判断

### 1 権利濫用について

法には、保有個人情報開示請求が権利濫用に当たる場合にこれを拒否し得る旨の明文の規定は置かれていないものの、権利濫用が許容されない旨の一般法理の適用を否定すべき理由は見当たらないことから、当該開示請求が権利濫用に当たる場合は不開示決定をすることができるものと解される。

もっとも、法が個人の権利として開示請求権を認めており、訂正請求及び利用停止請求とあわせて、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性及び取扱いの適正性を確保することにより、個人の権利利益の保護を図るという趣旨に鑑みれば、当該開示請求が権利濫用に当たるとの判断については慎重に行うことを要し、開示請求の目的や態様、行政機関の業務への支障等、諸般の事情を勘案し、当該開示請求が、社会通念上妥当とされる範囲を超えるものであるか否かを個別的事情に即して判断することが必要である。

以上の見解に基づき、本件開示請求が権利濫用に当たるか否かについて検討する。

### 2 権利濫用の該当性について

#### (1) 本件開示請求の目的について

本件開示請求は、令和7年6月4日付けにて審査請求人が実施機関あてに送付したメール文書及び添付データの開示を求めるものであるが、当該開示対象文書は、審査請求人が自ら提出したものであることから審査請求人は既に内容を了知しており、かつ、実施機関が保有するものと同じであることは明らかである。よって、開示請求制度の本来の趣旨である、行政機関が保有する自己に関する個人

情報の正確性を確認するという目的を有するとは認め難い。

(2) 本件関連請求の状況について

実施機関によると、審査請求人は本件不開示決定日時点で本件開示請求を含め、3件の開示請求を行っており、そのうち2件はそれぞれ35枚、429枚の相当な枚数につき部分開示決定がなされているにもかかわらず、文書の交付を受けていないとのことである。これは、実施機関が、法に基づき、個々の情報について開示・不開示の判断を慎重に行い、黒塗り等の作業に相応の労力を費やしたにもかかわらず、その結果が審査請求人によって活用されていないことを意味する。

また、審査請求人は本件開示請求の対象となった所属のみならず、複数の所属に対して保有個人情報開示請求、公文書公開請求等の各種請求を繰り返しており、本件不開示決定日時点で累計90件以上に及んでいる。これらの請求内容は、特定の主張や疑問に対して各所属に回答や説明を求めるもの、既に開示した情報の根拠を求めるものが多々見受けられるが、本来、開示請求制度は現に存在する公文書の開示を目的とするものであり、請求者の質問等に対し、行政機関が回答や説明といった形で新たな公文書を作成することを義務付ける趣旨ではないと解される。

したがって、上記のような開示請求の内容や態様からは、審査請求人の開示請求が真に行政文書の開示を受けることを目的としたものとは解し難く、開示請求制度の本来の趣旨に沿うものとは言えない。

(3) その他の事情について

実施機関によると、審査請求人は開示請求と並行して、実施機関に対し、特定の主張に関する質疑や要求をメールや電話で繰り返すのみならず、本件都市計画事業と関係の無い所属や職員あてにもメールを送付しているとのことである。実際に、本件開示請求書には複数人に宛ててメールを送付していることが記載されており、特に直接関係のない部署や職員までが列挙されている事実からも、審査請求人が自己の主張を広範囲の所属や職員に対しメールで行っていることが確認できる。

このようなメールは、単に受領するにとどまらず、その都度、收受、内容確認、業務の振り分け、回答の要否判断といった一連の事務処理を要するものである。このため、開示請求の対応に加え、メールの処理に職員の相当な時間と労力が継続的に費やされており、実施機関のみならずその他の部署の円滑な業務遂行に支障をきたしていることが認められる。

### 3 まとめ

以上を踏まえ、本件開示請求の目的や態様、行政機関の業務への支障等、諸般の事情を勘案すると、審査請求人の一連の請求行為は、個人情報保護法の定める開示

請求制度の本来の趣旨に照らし、社会通念上妥当と認められる範囲を逸脱しており、権利濫用に該当するものと認められる。

#### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年12月22日	諮 問
令和8年1月28日	事案審議（令和7年度第9回審査会）
令和8年2月25日	事案審議（令和7年度第10回審査会）
令和8年3月31日	答申決定（令和7年度第11回審査会）

#### 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学理事・副学長	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三 島 麻 衣	三愛総合健診センター長	
加 納 雅 子	元大分市立鴛野小学校長	
品 川 佳 満	大分県立看護科学大学看護学部准教授	
帆 秋 勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	